霧島市自殺対策計画(第２次)

（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない霧島市を目指して～

令和８年（2026）年３月

鹿児島県　霧島市

目　　次

第 1 章　計画策定の趣旨等 1
1 計画策定の趣旨 1
2 計画の位置づけ 1
3 計画の期間 2
4 計画の数値目標 2
5 SDGsとの関連 3

第 2 章　本市における自殺の現状 4
1 自殺者数・自殺死亡率の推移 4
2 性別・年代別自殺者数と自殺死亡率 5
3 職業別自殺者数と自殺死亡率 7
4 原因・動機別の状況 8
5 同居人の有無別自殺者数 9
6 自殺者の自殺未遂歴 10
7 本市における自殺の特徴 11

第 3 章　本市におけるこれまでの取組 12
1 計画目標の達成状況 12
2 第1次計画における基本施策 13
3 第1次計画における重点施策 13

第 4 章　自殺対策の基本方針 14

第 5 章　施策の体系 17

第 6 章　基本施策 18
1 地域におけるネットワークの強化 19
2 自殺対策を支える人材の育成 20
3 市民への相談・支援の充実 20
4 児童生徒への支援の充実 22
5 自殺未遂者等への支援の充実 24
6 自死遺族等への支援の充実 24

第 7 章　重点施策 25
1 高齢者に対する取組 26
2 生活困窮者に対する取組 28
3 勤務・経営に関わる自殺対策の推進 29

第 8 章　計画の推進と評価……30
1　計画の推進体制……30
2　計画の進行管理……30
3　計画の事業評価指標……31

資料編……34
自殺対策基本法（抜粋）……34
霧島市健康・生きがいづくり推進協議会設置条例……36
霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱……38
生きることの包括的支援事業一覧……40
計画策定の体制・経緯……52

第１章　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨

わが国の自殺対策は、平成 28 年に自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法[注1]が改正[注2]され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとなりました。[注3]

本市においても、令和３年３月に「霧島市自殺対策計画（以下「第１次計画」という）」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない霧島市」の実現を目指して自殺対策を推進してきました。

今回、第１次計画の計画期間が令和７年度をもって終了することから、令和４年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱[注4]の内容を反映させるなどの見直しを行い、「霧島市自殺対策計画（第２次）（以下「第２次計画」という）」を策定しました。

２　計画の位置づけ

本市の行政運営における最上位計画である「第二次霧島市総合計画」に掲げる基本政策「やさしさ」のうち、「健康づくりの推進と医療体制の充実」における個別計画として位置づけるとともに、健康増進計画（「健康きりしま２１（第４次）」）や本市の関連計画等との整合性を図ります。

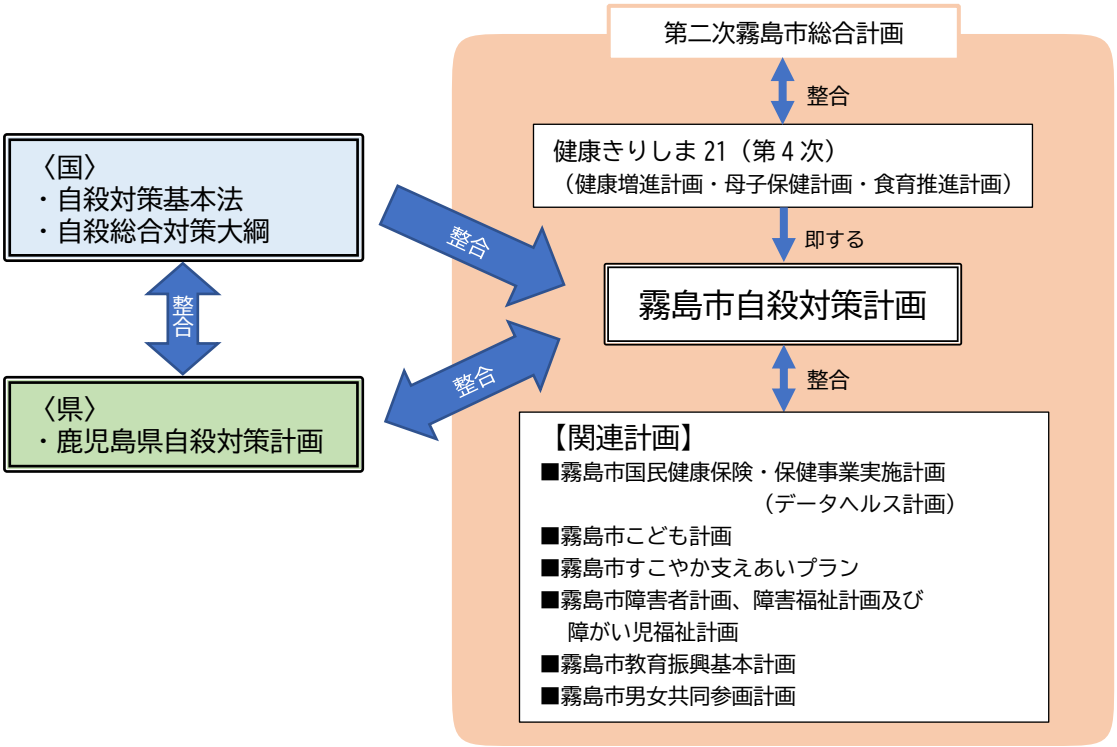

３　計画の期間

本計画の期間は、自殺総合対策大綱及び県計画を勘案し、「令和８年度から令和 12 年度まで」のおおむね５年間とします。なお、国や県の動向や本市の自殺の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

４　計画の数値目標

令和４年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱において、国は令和８年までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比較し、30%以上減少させることとしています。国の方針を踏まえ、本計画の目標についても、令和 12 年度までに自殺死亡率 11.4 以下、自殺者数 14 人以下まで減少させることを目指します。

本市の自殺死亡率及び自殺者数の現状値と目標値

項目	【基準値】 平成 27 年度	【現状値】 令和6年	【目標値】 令和 12 年度
自殺死亡率	16.4	18.6	11.4 以下
自殺者数（人）	21	23	14 以下

注１　自殺対策基本法　平成 18 年６月 21 日法律第 85 号　平成 18(2006)年６月 21 日に公布、同年 10 月 28 日に施行。

注２　自殺対策基本法改正　平成 28(2016)年３月 22 日、衆議院本会議で可決、成立。同年４月１日施行。

注３　自殺対策計画　自殺対策基本法第 13 条第２項　「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」

注４　自殺総合対策大綱　政府が推進すべき自殺対策の方針。平成 19(2007)年に初策定され、令和４(2022)年 10 月に新たな自殺大綱が閣議決定された。

５　ＳＤＧｓとの関連

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は平成 27 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標であり、17 の目標とより具体的な内容を示す 169 のターゲットが掲げられています。

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。この考えはＳＤＧｓの理念と合致するものであり、自殺対策は、ＳＤＧｓの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画においては、特に以下に掲げるのＳＤＧｓ９つの目標を意識し、自殺対策活動を推進します。

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを行う

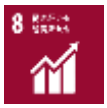

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

国内及び各国家間の不平等を是正する

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第２章　本市における自殺の現状

１　自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、令和２年以降は減少していましたが、令和６年は 23 人と再び増加しています。自殺死亡率は、令和２年以降は年々低下していましたが、令和６年は 18.6 と高くなっています。（図表１）

また、令和２年から令和６年までの本市の平均自殺死亡率は、17.9 となっており、鹿児島県・全国の平均よりも高い数値を示しています。（図表２）

〈図表１　本市の自殺者数及び自殺死亡率の長期的推移（平成 27 年～令和６年）〉

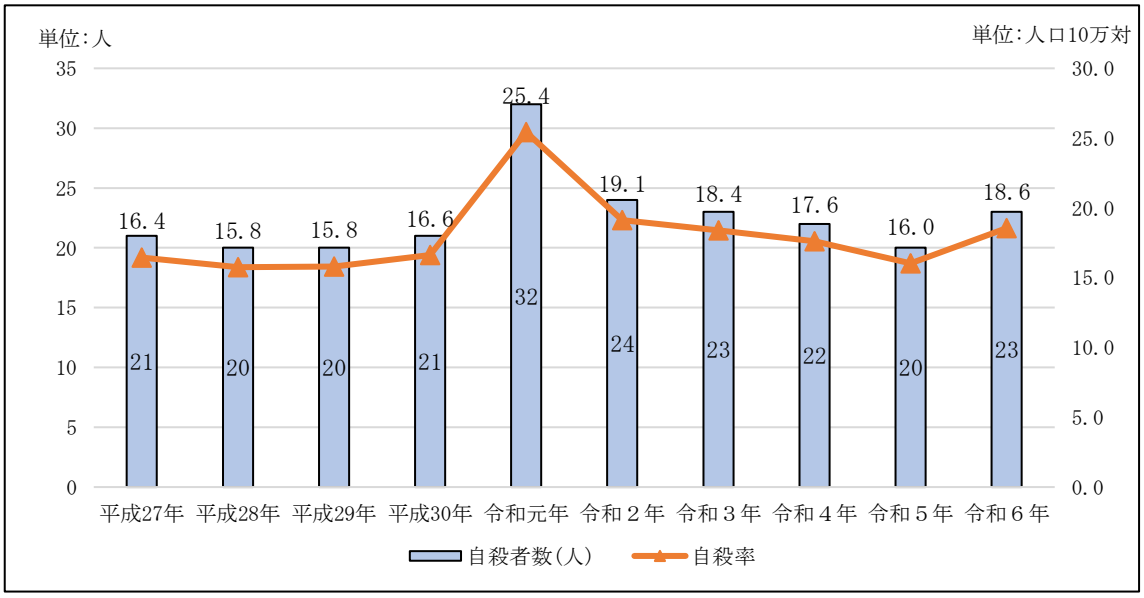

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

〈図表２　自殺統計の推移・平均（令和２年～令和６年）〉

区分	自殺統計	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	平均
霧島市	自殺者数(人)	24	23	22	20	23	22
	自殺死亡率	19.1	18.4	17.6	16.0	18.6	17.9
鹿児島県	自殺者数(人)	295	271	318	270	256	282
	自殺死亡率	18.1	16.8	19.8	17.0	16.2	17.6
全国	自殺者数(人)	20,907	20,820	21,723	21,657	20,117	21,045
	自殺死亡率	16.4	16.4	17.4	17.3	16.1	16.7

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

２　性別・年代別自殺者数と自殺死亡率

平成 27 年から令和６年までの性別自殺者と自殺死亡率をみると、本市は女性より男性が多く、高い割合で推移しています。（図表３）

また、令和２年から令和６年までの性別自殺者数の割合では、本市の自殺者における男女比は、男性の割合が高く、これは鹿児島県・全国と比較しても高い結果となっています。（図表４）

さらに、令和元年から令和５年までの平均自殺者割合においては、男性の 60 歳代が最も多く、60 歳代以上の自殺者割合は全体の 43.7%を占めています。（図表５）

また、令和元年から令和５年までの平均自殺死亡率では、男性の 80 歳以上が最も高く、男性は 20 歳代・70 歳代以外の世代において、女性は 30 歳代以外の世代において全国より高くなっています。（図表６）

〈図表３：性別自殺者数・自殺死亡率の推移（平成 27 年～令和６年）〉

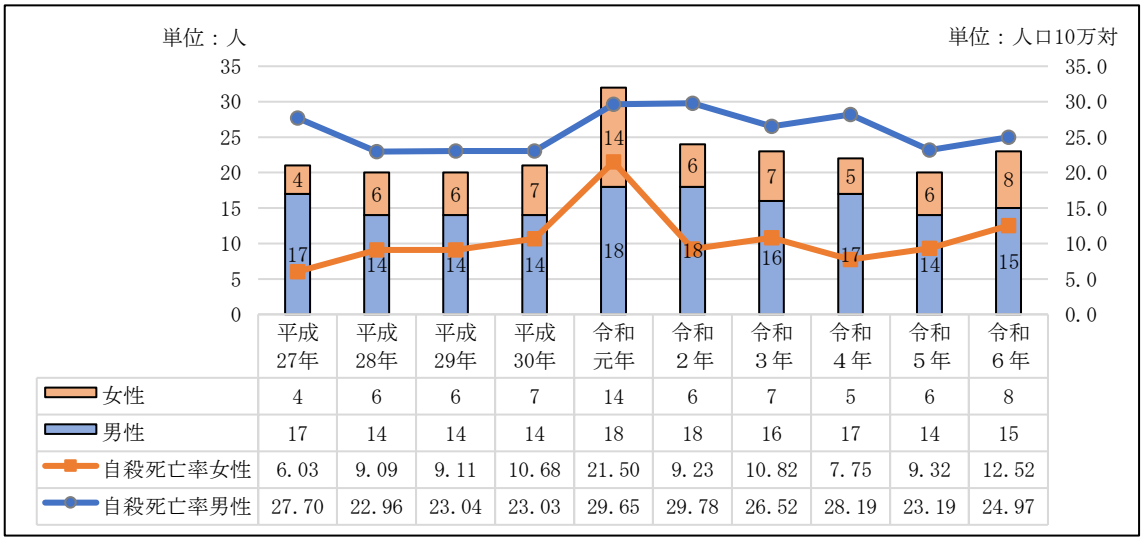

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
女性	4	6	6	7	14	6	7	5	6	8
男性	17	14	14	14	18	18	16	17	14	15
自殺死亡率女性	6.03	9.09	9.11	10.68	21.50	9.23	10.82	7.75	9.32	12.52
自殺死亡率男性	27.70	22.96	23.04	23.03	29.65	29.78	26.52	28.19	23.19	24.97

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

〈図表４：性別自殺者数の割合（令和２年～令和６年）〉

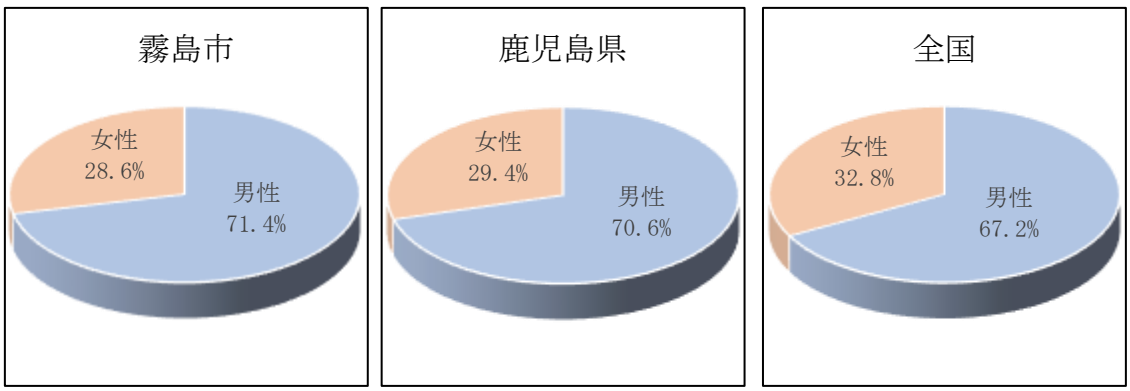

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

〈図表５　性別・年代別の自殺者割合（令和元年～令和５年平均)〉

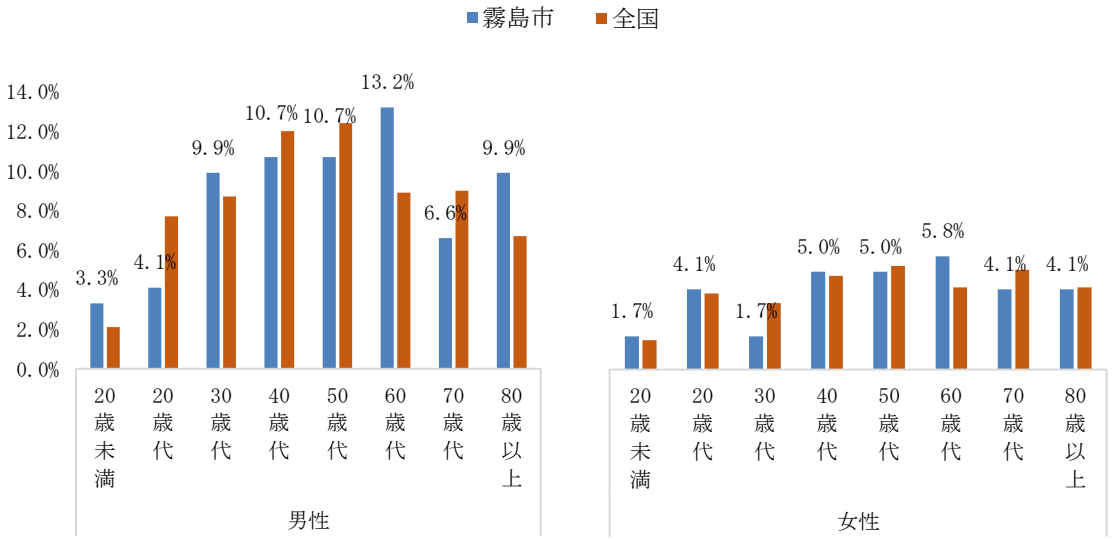

資料:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

〈図表６　性別・年代別の自殺死亡率（人口 10 万対）（令和元年～令和５年平均)〉

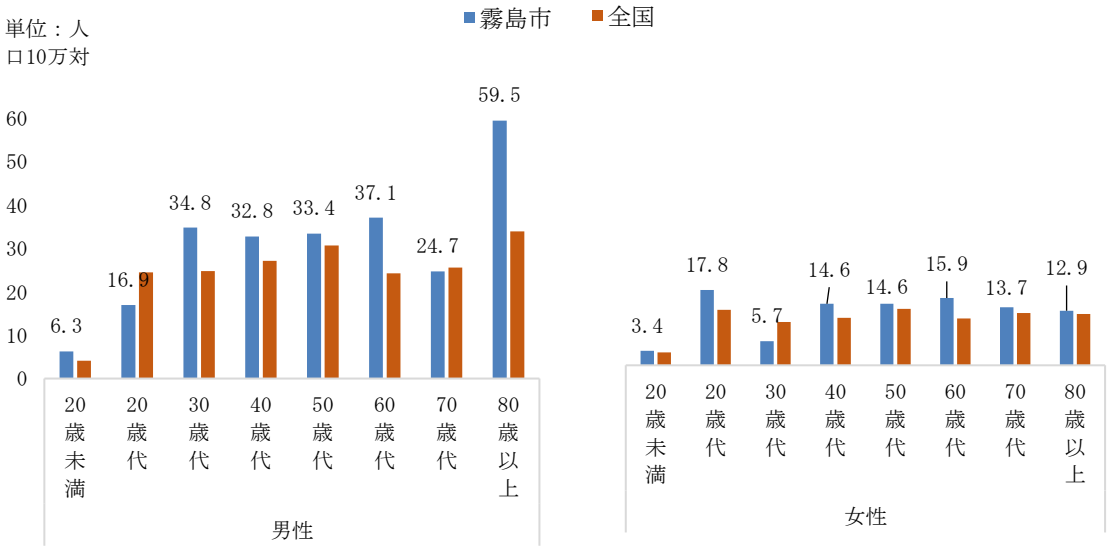

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

３　職業別自殺者数と自殺死亡率

令和２年から令和６年における職業別自殺者割合をみると、本市は「有職者」が 52.7%と「無職者」47.4%に比べて高くなっており、鹿児島県・全国と比較すると、有職者割合が高くなっています。（図表７）

また男女別にみると、女性に比べて男性の有職者割合が多い状況です。（図表８）

〈図表７　職業別自殺者数と自殺死亡率（令和２年～令和６年合計)〉

※小数点第２位四捨五入の為、必ずしも 100%にはならない

令和２年～令和６年		霧島市自殺者数	霧島市割合	鹿児島県割合	全国割合
有職者		59 人	52.7%	38.8%	39.2%
無職者	学生・生徒	6 人	5.4%	3.5%	4.9%
	主婦	6 人	5.4%	4.9%	5.1%
	失業者	4 人	**47.4%** 3.6%	**60.2%** 3.0%	**59.0%** 4.4%
	年金・雇用保険等	29 人	25.9%	34.3%	26.0%
	その他の無職者	8 人	7.1%	14.5%	18.6%
不詳		0	0	1.1%	1.8%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

〈図表８　性別、有職者・無職者割合とその内訳（令和２年～令和６年合計)〉

男性

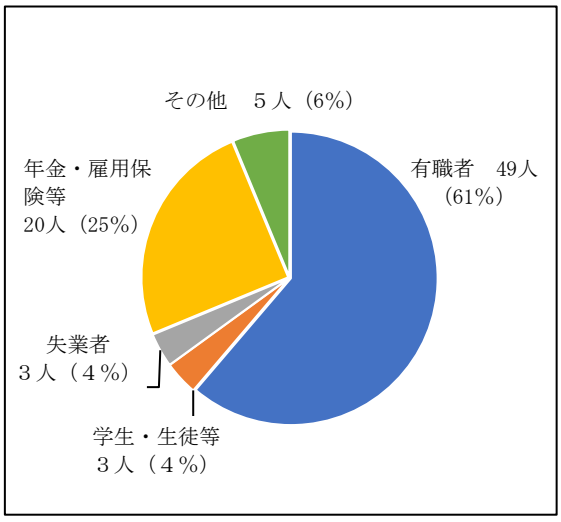

女性

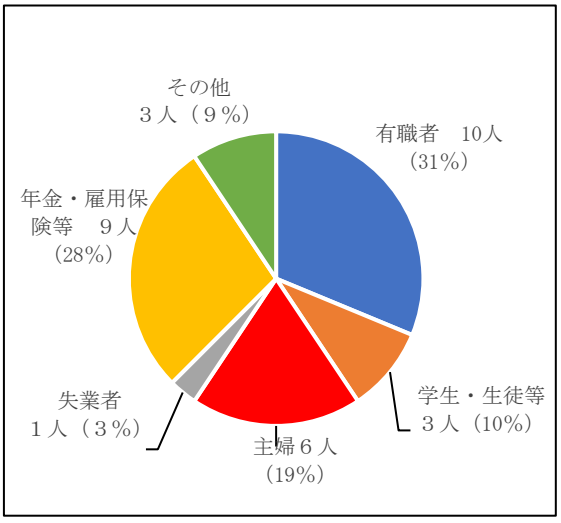

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

４　原因・動機別の状況

令和２年から令和６年までの原因・動機別の内訳をみると、男女ともに「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっており、特に女性の「経済・生活問題」は鹿児島県や全国より高くなっています。（図表９・10）

〈図表９　原因・動機別の状況：男性（令和２年～令和６年合計）〉

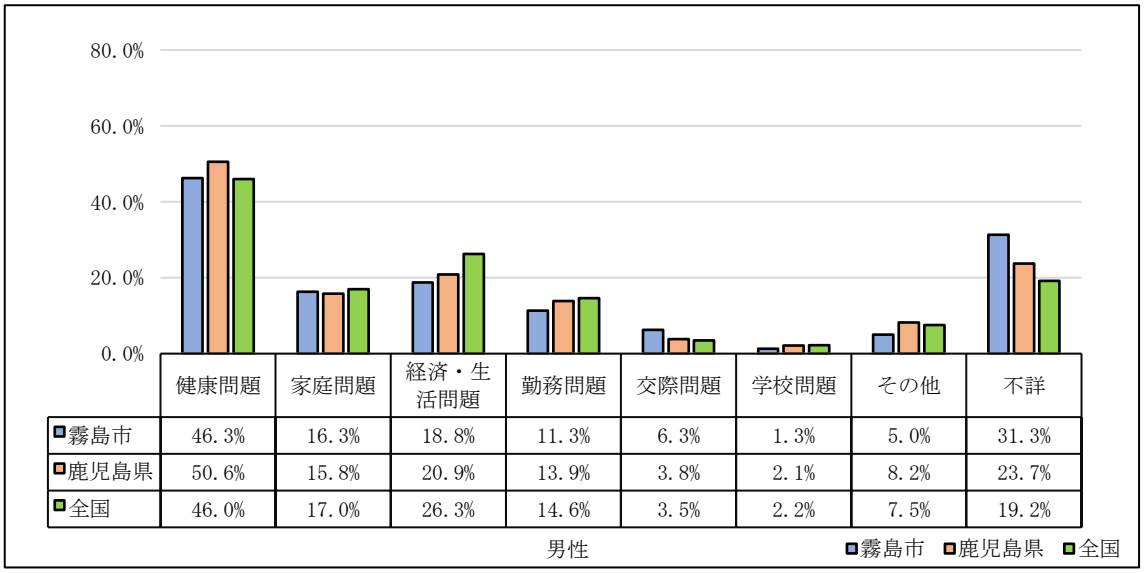

	健康問題	家庭問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
霧島市	46.3%	16.3%	18.8%	11.3%	6.3%	1.3%	5.0%	31.3%
鹿児島県	50.6%	15.8%	20.9%	13.9%	3.8%	2.1%	8.2%	23.7%
全国	46.0%	17.0%	26.3%	14.6%	3.5%	2.2%	7.5%	19.2%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

〈図表 10　原因・動機別の状況：女性（令和２年～令和６年合計）〉

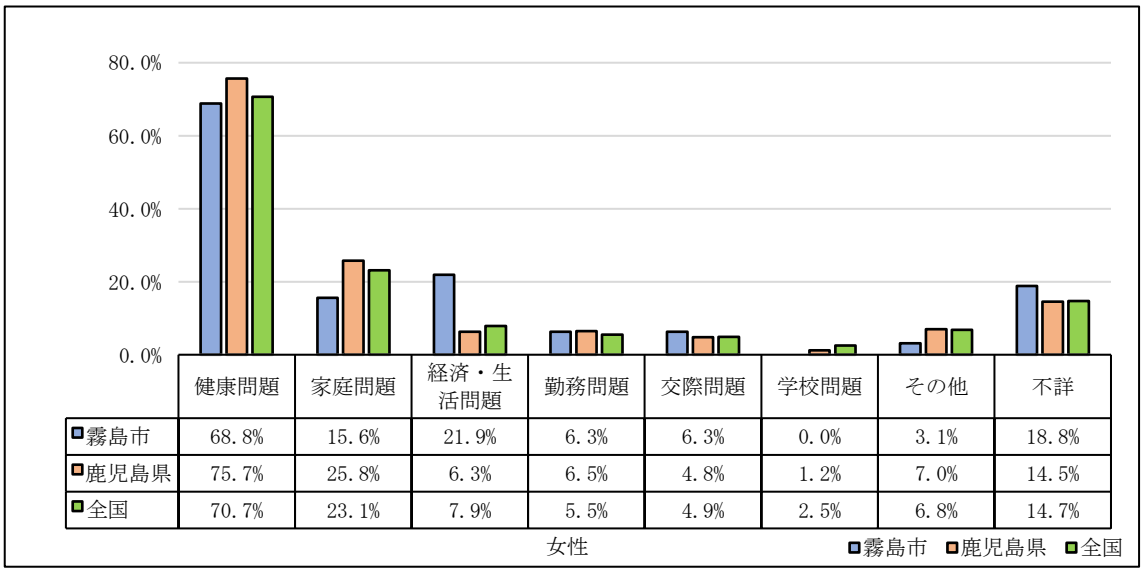

	健康問題	家庭問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
霧島市	68.8%	15.6%	21.9%	6.3%	6.3%	0.0%	3.1%	18.8%
鹿児島県	75.7%	25.8%	6.3%	6.5%	4.8%	1.2%	7.0%	14.5%
全国	70.7%	23.1%	7.9%	5.5%	4.9%	2.5%	6.8%	14.7%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

【自殺の危機経路】

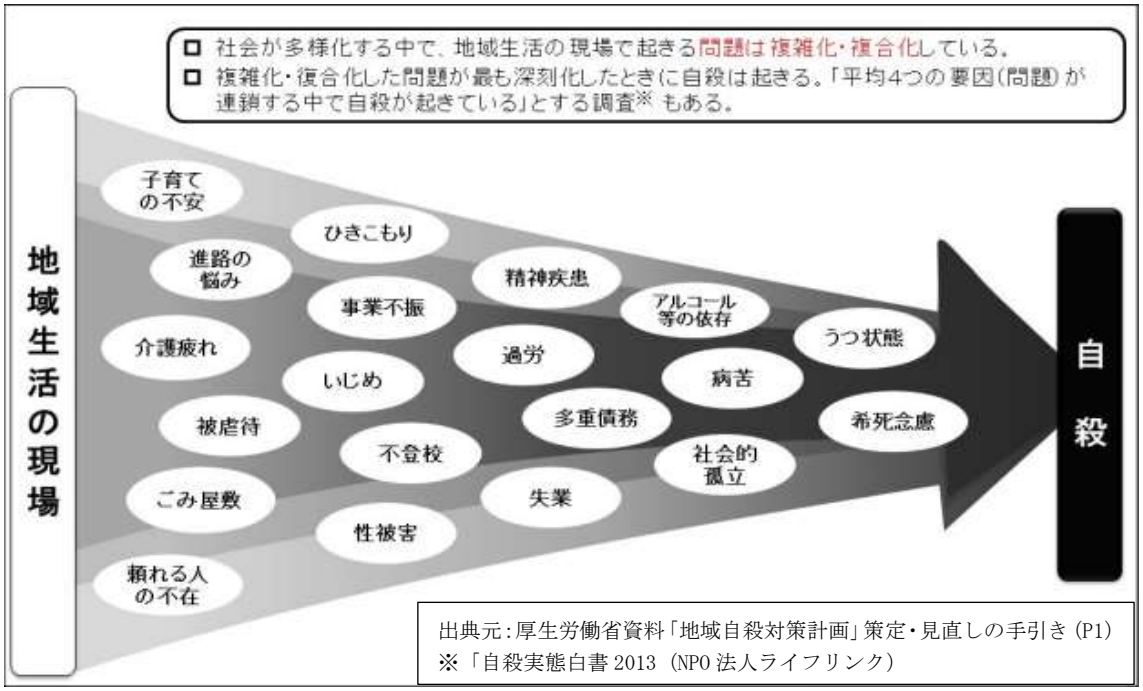

5　同居人の有無別自殺者数

令和２年から令和６年までの男女別自殺者割合を同居人の有無別にみると、本市・鹿児島県・全国ともに「同居人あり」の割合が高く、男女別でみると、本市・鹿児島県・全国ともに、男性に比べ女性の方が「同居人あり」の自殺者割合が高い状況にあります。(図表 11)

また 60 歳代以上の自殺者割合をみると、男性の割合が高く、男女ともに「同居人あり」の自殺者割合が高い状況です。(図表 12)

〈図表 11　同居人の性別・有無別、自殺者数の割合（令和２年～令和６年合計)〉

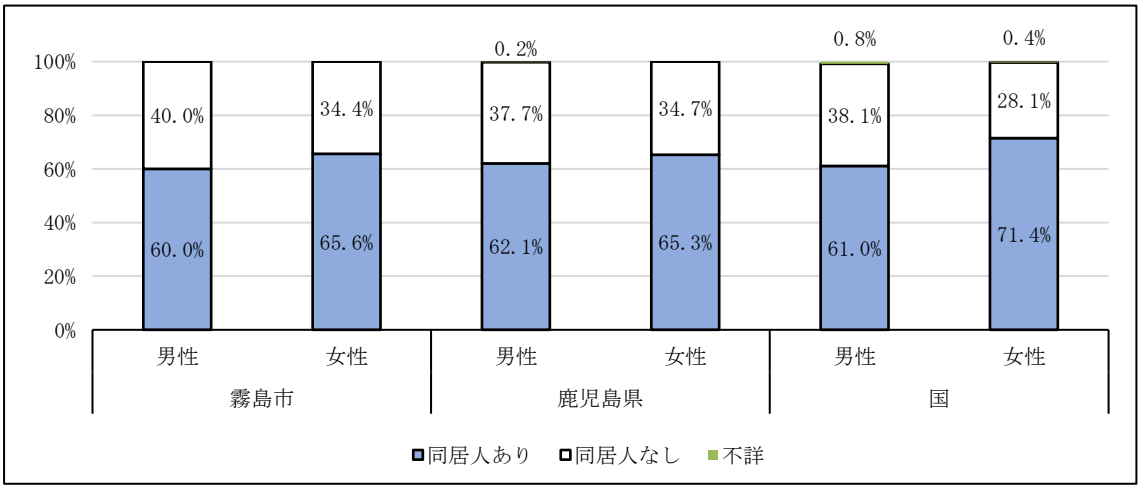

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

〈図表 12　60 歳以上の性別・同居人有無別、自殺者数の割合（令和元年～令和５年合計)〉

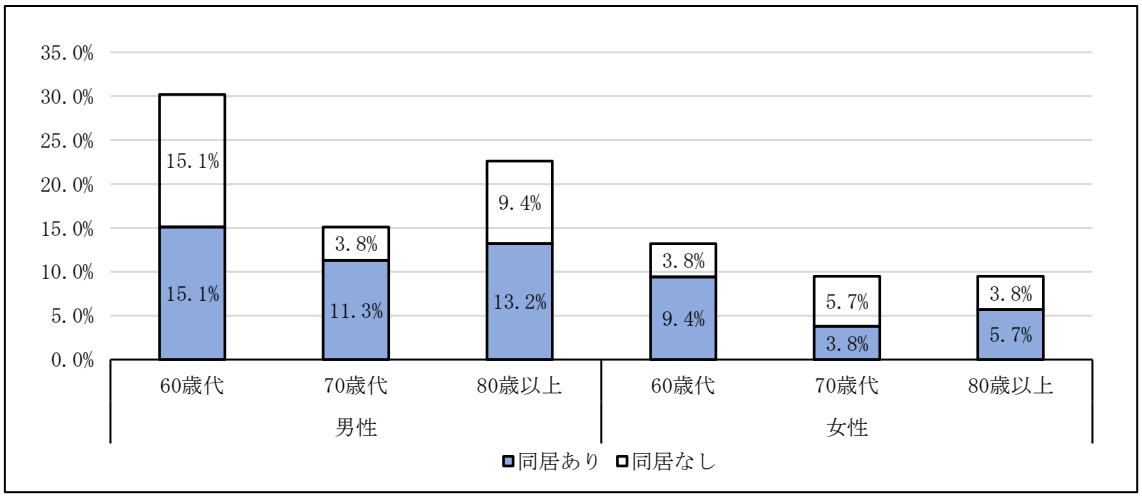

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

６　自殺者の自殺未遂歴

令和元年から令和５年の５年間における自殺者の自殺未遂歴割合をみると、本市の自殺者の２割以上は、自殺未遂歴があり、特に女性では未遂歴のある人が３割以上と男性よりも高い状況です。

また、鹿児島県・全国と比較すると、自殺未遂歴のある人の割合は、総数・男性・女性ともに鹿児島県・全国より高い状況にあります。（図表 13）

〈図表 13　自殺者の自殺未遂歴割合（令和元年～令和５年合計)〉

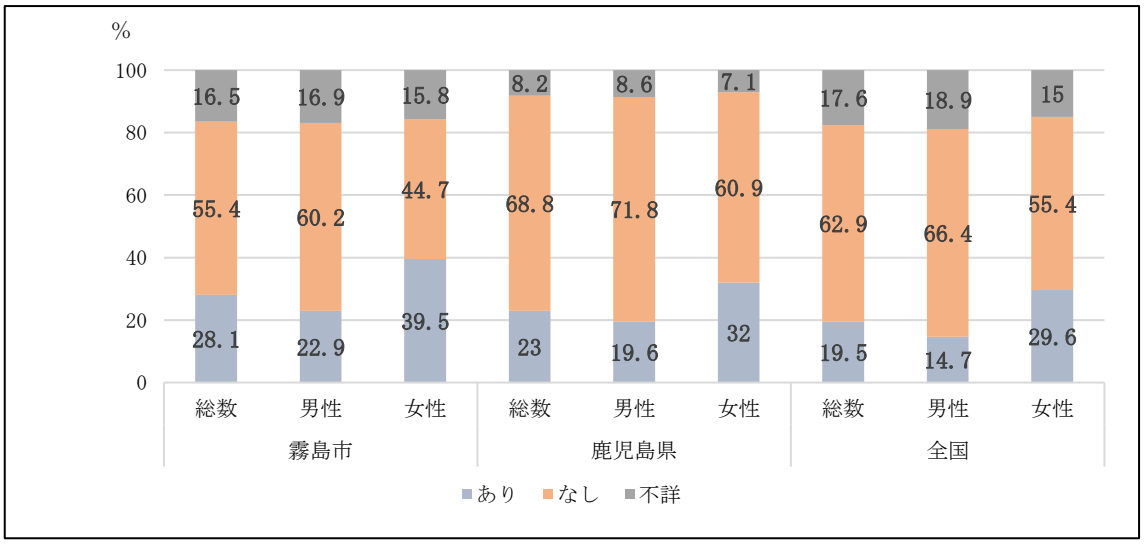

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

7　本市における自殺の特徴

令和元年から令和５年までの本市の自殺の割合を、「地域自殺実態プロファイル」から「職業」「同居人」、「性別」、「年齢階級別」等でみると、「男性・60 歳以上・無職者・同居」の区分が最も高くなっています。本市の自殺の特徴上位５区分の結果を踏まえ、本市が重点的に対策を講じる必要がある分野は、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の３つと言えます。（図表 14・15）

〈図表 14　霧島市における自殺者数上位５区分　令和元年～令和５年合計〉

自殺者の特性 上位 5 区分	自殺者数 5 年計 （人）	割合	自殺死亡率 （10 万対）	背景にある主な自殺の危機経路※
１位：男性 60 歳以上 無職同居	13	10.7%	31.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
２位：男性 60 歳以上 無職独居	11	9.1%	102.8	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
３位：男性 40～59 歳 有職同居	11	9.1%	19.5	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
４位：男性 40～59 歳 有職独居	10	8.3%	80.6	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
５位：女性 60 歳以上 無職同居	9	7.4%	14.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013 を参考に推定したものです。あくまでも、該当する性・年代別等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる経路を占めるものです。

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

〈図表 15　同居独居別・有職無職別・性別・年齢階級別の自殺者割合と自殺死亡率合計（令和元年～令和５年合計）〉

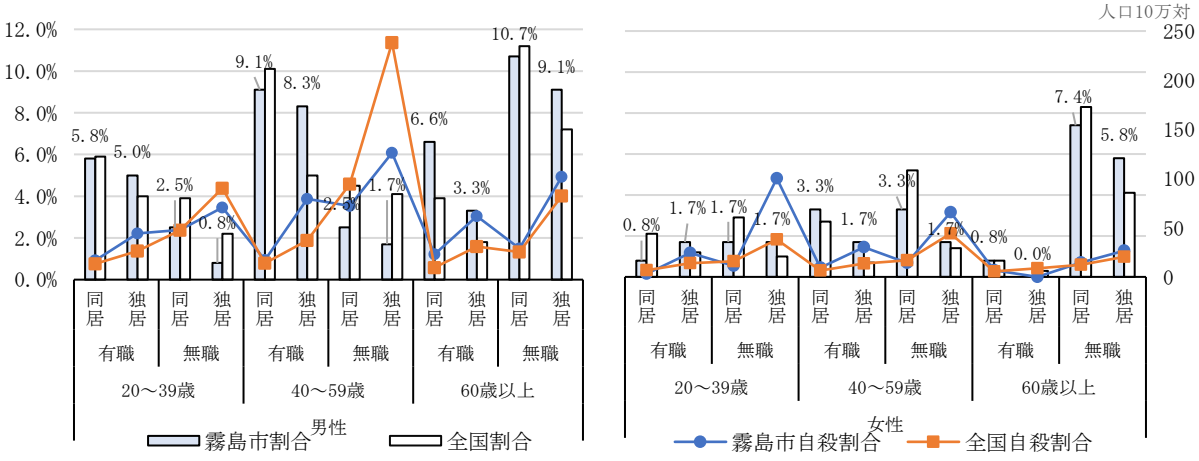

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

第３章　本市におけるこれまでの取組

１　計画目標の達成状況

第１次計画においては、本市が推進している５つの基本施策「１.地域におけるネットワークの強化」、「２.自殺対策を支える人材の育成」、「３.市民への啓発と普及」、「４.生きることの促進要因への支援」、「５.児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」と、本市が推進している３つの重点施策「１.高齢者に対する取組」、「２.生活困窮者に対する取組」、「３.勤務・経営に関わる自殺対策の推進」を掲げ、自殺対策に取り組んできました。

また、関係機関や関係部署が自殺対策の視点を持って各種事業を実施し、自殺対策は１つの担当課だけでなく、全庁的に各課が連携しながら取り組む課題であることを共有しました。

しかし、令和６年度時点で、第１次計画の目標値である、自殺死亡率 11.4 以下、自殺死亡者数 14 人以下の目標達成に至っていないことから、今後も行政、地域、団体、企業等と連携した、自殺対策に取り組む必要があります。

【計画基準値・現状値・目標値】

項目	【基準値】 平成 27 年度	【現状値】 令和６年	令和２年～ 令和６年 平均値	【第１次計画目標値】 令和８年度
自殺者数（人）	21	23	22	14 以下
自殺死亡率	16.4	18.6	17.9	11.4 以下

２　第１次計画における基本施策

基本施策は、いのち支える自殺対策推進センター[注５]が取りまとめている「地域自殺対策政策パッケージ」において、「全国的に実施することが望ましい」とされている以下５項目に取り組みました。

本市が推進している基本施策	事業数
1. 地域におけるネットワークの強化 地域自殺対策強化事業、健康・生きがいづくり推進協議会運営事業　等	31 事業
2. 自殺対策を支える人材の育成 地域自殺対策強化事業　等	27 事業
3. 市民への啓発と周知 ラジオ広報事業、ホームページ管理運営事業、広報きりしま発行事業、 図書館運営事業、民生委員活動支援事業、健康づくり啓発事業　等	53 事業
4. 生きることの促進要因への支援 生活困窮者自立支援事業、基幹相談支援センター運営事業、 包括支援センター運営事業、消費生活相談事業、心の健康相談事業　等	66 事業
5. 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育 いじめ・不登校対策等子どもサポート事業　等	27 事業

３　第１次計画における重点施策

いのち支える自殺対策推進センターが地域の自殺実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」において、本市は「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺対策が課題とされており、これらを本市の重点施策と位置付け、以下３項目に取り組みました。

本市が推進している重点施策	事業数
1. 高齢者に対する取組 包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業、 まちかど丸ごと相談所設置事業、高齢者学級運営事業　等	21 事業
2. 生活困窮者に対する取組 生活困窮者自立支援事業、生活保護適正実施推進事業、 市税等徴収・滞納整理事務　等	13 事業
3. 勤務・経営に関わる自殺対策の推進 個人市民税賦課事務、心の健康相談事業　等	11 事業

注５　いのち支える自殺対策推進センター　厚生労働大臣指定法人であり、自殺を防ぐための研究・情報提供・地域支援を行う機関。

第４章　自殺対策の基本方針

【基本方針】

令和４年 10 月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では、以下の６つを「自殺対策の基本方針」とします。

自殺対策の基本方針
１　生きることの包括的な支援として推進
２　関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進
３　対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
４　実践と啓発を両輪として推進
５　関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
６　自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

１　生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」との基本認識の下、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものです。この考え方は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるＳＤＧｓの理念と合致するものであることから、自殺対策は、ＳＤＧｓの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものです。

自殺リスクが高まるのは個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときです。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

２　関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有する必要があります。

特に地域共生社会[注6]の実現に向けた取組や、生活困窮者自立支援制度等との連携の推進、精神保健医療福祉施策との連携の推進が重要です。

また、孤独・孤立対策やこども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図る取組も重要です。

３　対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策は、以下の３つのレベルに分けて考えられ、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進することが重要です。

（１）　個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」

（２）　問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」

（３）　法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

時系列的な対応の段階としては、以下の３つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

（１）　自殺の危険性が低い段階で対応を行う「事前対応」

（２）　現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「自殺発生の危機対応」

（３）　自殺や自殺未遂が生じた場合に等における「事後対応」

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、特に学校においては、児童生徒などを対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することや、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していくことも重要です。

４　実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、「危機に陥った場合には誰かに援助を求める」、「助けを求めることが適切である」ということが、地域全体の共通認識となるように、普及啓発を行うことが重要です。

わが国では、精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診す

ることに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自死遺族等への支援としても、自殺に対する偏見を払拭し、正しい理解を促進する啓発活動が必要です。

５　関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない霧島市」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となり、市民一人ひとりにおいても、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

６　自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策に関わる人は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、認識を改めて徹底し、自殺対策に取り組む必要があります。

注６　地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

第５章　施策の体系

本市の自殺対策は、６つの自殺対策の基本方針に基づき、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全ての市町村が共通して取り組むべきとされている「６つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「３つの重点施策」で構成しています。

〈めざす姿〉誰も自殺に追い込まれることのない霧島市

基本方針

1．生きることの包括的な支援として推進
2．関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進
3．対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4．実践と啓発を両論として推進
5．関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
6．自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本施策

地域で自殺対策を推進する上で欠くことのできない取組

1．地域におけるネットワークの強化
2．自殺対策を支える人材の育成
3．市民への相談・支援の充実
4．児童生徒への支援の充実
5．自殺未遂者等への支援の充実
6．自死遺族等への支援の充実

重点施策

本市における自殺のリスク群と自殺リスク要因に絞った取組

1．高齢者に対する取組
2．生活困窮者に対する取組
3．勤務・経営に関わる自殺対策の推進

第６章　基本施策

本市では、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取組として、引き続き「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」を推進します。また、相談・支援体制をより充実させるため、「市民への啓発と周知」を「市民への相談・支援の充実」に、児童生徒への支援の充実を図るため、「児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」を「児童生徒への支援の充実」に施策名を変更し、これらを総合的に推進します。

さらに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ[注７]」において、「生きることの促進要因への支援」に盛り込まれていた「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」が基本施策として掲げられたことから、本市においても基本施策に位置づけて取り組みます。

６　つ　の　基　本　施　策
１　地域におけるネットワークの強化
２　自殺対策を支える人材の育成
３　市民への相談・支援の充実 （１）　市民への啓発と周知 （２）　相談・支援体制の充実
４　児童生徒への支援の充実 （１）　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育 （２）　関係機関の連携の強化 （３）　相談支援の充実 （４）　教職員や保護者等に対する普及啓発
５　自殺未遂者等への支援の充実
６　自死遺族等への支援の充実

注７　地域自殺対策政策パッケージ　厚生労働省によって、地方公共団体が地域自殺対策計画策定時に参考とできるよう、全国における様々な自殺予防対策に関する施策の情報を整理・提示するとともに、それらを実施する際の工夫や留意点を示したもの。

1　地域におけるネットワークの強化（全 23 事業）

「誰も自殺に追い込まれることのない霧島市」を実現するために、国、県、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進します。

【事業】全 23 事業中 4 事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ42～43 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の有無
自殺対策検討委員会事業	行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進します。	健康増進課	○
健康生きがいづくり推進協議会運営事業	行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策を含めた保健事業の企画等の審議を行い、市民の健康生きがいづくりを推進します。	健康増進課	○
地域ケア会議推進事業	個別事例の課題解決や地域課題の解決に向けて、地域住民を含む多機関・多職種で協議し、相互の連携を深め、ネットワークの構築や地域づくりを推進することで、自殺のリスクの抑制につなげます。	長寿介護課	○
障害者自立支援協議会運営事業	障害者支援施設代表、保護者等代表、医師会代表、行政機関代表、学識経験者等の委員により、各専門部会の実績報告、施策の方向性の検討、障がい者虐待・障がい者差別等の事案と課題共有し、対策を講じることで、自殺のリスクの抑制につなげます。	障害福祉課	○

２　自殺対策を支える人材の育成（全 10 事業）

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させます。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、関係機関や市民等に対して、必要な研修の機会の確保を図り、自殺に対する知識の向上や、自殺対策に関わる人材（ゲートキーパー[注８]等）の育成を推進します。

【事業】全 10 事業中３事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ44 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の 有無
保護司会支援事業	保護司がゲートキーパー研修を受けることで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先につなぐ等の対応をとります。	保健福祉政策課	○
地域自殺対策強化事業	ゲートキーパー研修会：自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、一人一人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取り組みます。	健康増進課	○
いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	ゲートキーパー養成講座：姶良・伊佐教育事務所と連携し、教員のゲートキーパーとしての知識と自覚を高めます。	学校教育課	○

３　市民への相談・支援の充実（全 64 事業）

（１）　市民への啓発・周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいため、自殺に対する誤った認識や偏見が生じてしまいます。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、「危機に陥った場合には誰かに援助を求める」、「助けを求めることが適切である」ことが社会

注８　ゲートキーパー　自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

また、心の健康づくりに関する知識を身につけ、自分の心の不調に気づき適切に対処できるとともに、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていけるよう普及啓発を行います。

（２） 相談・支援体制の充実

自殺の原因・動機で健康問題が最も多いことから、日頃から市民一人ひとりが心身の健康づくりの重要性を認識し、心身の健康維持のために行動できることが重要です。そのために、心身の不調に気づいた時に、周囲の身近な場所で、気軽に相談ができ、適切な対処が受けられる相談支援の体制づくりに努めます。

また、女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ取り組みます。

【事業】全64事業中５事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ45～47をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の有無
地域自殺対策強化事業	心の健康づくりやセルフケアの方法、困った時の相談窓口等に関する情報の普及啓発のために、講演会開催やホームページ掲載を行います。	健康増進課	○
健康づくり啓発事業	広報誌やホームページで、自殺予防週間や自殺対策強化月間に啓発を行います。また、関連機関の窓口等にリーフレットの配布・設置を行い、自殺対策の啓発、周知に努めます。	健康増進課	○
図書館運営事業	図書館等で、自殺対策（生きることの包括的支援）関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とします。	国分図書館	○
健康相談事業	健康に関する個別の相談に応じ、健康の維持・改善必要な指導及び助言を行います。	すこやか保健センター	○
母子訪問事業	妊産婦や子育て世帯の家庭訪問を行い、生活実態の把握により、必要時課題解決のための支援を行います。		○

４　児童生徒への支援の充実（全 17 事業）

新たな国の自殺総合対策大綱においては、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することとしており、本市においては、基本施策において取組を充実させます。

第一次計画に引き続きＳＯＳの出し方に関する教育を推進し、関係機関との連携により様々な場面での児童生徒への相談支援体制を充実させ、周囲にいる大人がしっかりＳＯＳを受け止められるような取組も推進します。

（１）　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さについて学ぶ教育だけでなく、困難やストレスに直面したとき、身近にいる信頼できる大人に助けの声を上げられるように学ぶ教育を推進します。

（２）　関係機関の連携の強化

児童生徒があらゆる場面において様々な相談ができるように、学校内に限らず関係機関で連携を図り、支援に関する情報を共有し問題の早期発見・対応につなげます。

（３）　相談支援の充実

児童生徒が抱く悩みや不安（学力や進路に関すること、将来に関すること、人間関係に関すること等）に対して、丁寧に児童生徒一人ひとりの現状のアセスメントを行い、解決への具体的なビジョンを共有することで、個々に寄り添った支援を行います。

（４）　教職員や保護者等に対する普及啓発

児童生徒がＳＯＳを出した時に、周囲の大人がしっかりＳＯＳをうけとめ、早期に支援へとつなげられるような体制を整えます。

【事業】全 17 事業中３事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ48 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の 有無
いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	・いじめ対策に関する事業：学校以外で、いじめや不登校について専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努めます。 ・ＳＯＳの出し方教育事業:ＳＯＳの出し方についての授業をスクールカウンセラーや心の相談員の専門的な視点から行います。 　また「心の健康観察」アプリケーションを活用し、児童生徒の悩みの早期発見・早期対応に努めます。 ・かけはしサポーター事業:小学校から中学校へと進学する際の不適応を軽減するために、中学校校区毎にかけはしサポーターを配置し、不登校等の問題に学校と連携しながら個別に支援します。 ・心の相談員事業:児童生徒や保護者が学校に関する悩みを相談することができる心の相談員が常駐し、相談支援を行います。相談形態も対面、電話、ＳＮＳなど様々な方法で相談を行います。	学校教育課	○
教育支援委員会事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行います。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげます。	学校教育課	○
キャリア教育・進路指導推進事業	学習、進学、就職と学齢期を通したキャリア教育を推進することで、児童生徒の夢実現に向けた生き方の指導を充実させるとともに、適切な進路指導を行います。	学校教育課	○

５　自殺未遂者等への支援の充実（全５事業）

自殺未遂者は再度の自殺企図の恐れがあり、自殺のリスクが高いとされているため、再度の自殺企図を防ぐことが重要です。自殺未遂者や自殺未遂者を支える家族の相談支援を行い、また必要に応じて県や関係機関と連携した相談支援に取り組みます。

【事業】全５事業中２事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ49 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の 有無
心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげます	すこやか保健センター	○
【県事業】 鹿児島県自殺未遂者支援連携体制事業	救急告示医療機関や精神科医療機関等と連携し，自殺未遂者やその家族に対し，適切な支援を継続的に行い，自殺の再企図を防止し対策の強化を図ります。	姶良保健所	○

６　自死遺族等への支援の充実（全５事業）

身近な人を自殺で失った方々は、深い悲しみだけでなく、自分を責めたり今後への不安など、様々な悩みが続きます。

また本当のことを話せず、悩みを抱えこんでしまうこともあります。遺された方々やその方達を支える周囲の方々へ、必要な情報が届くように努めます。

【事業】全５事業中１事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ50 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の 有無
心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげます	すこやか保健センター	○

第７章　重点施策

本市においては、令和元年から令和５年の５年間に自殺で亡くなった 121 人のうち、60 歳以上が占める割合は 43.7％となっており、全世代において最も多くなっています。

また、国が定める地域自殺実態プロファイルにおいても、本市は特に「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺対策が課題とされており、これら３つに係る対策を本市の重点施策として位置づけ、様々な施策を庁内外横断的な取組として総合的に推進します。

３　つ　の　重　点　施　策
１　高齢者に対する取組 （１）包括的な支援のための連携の推進 （２）高齢者とその家族等への支援 （３）社会参加の強化と孤独・孤立の予防
２　生活困窮者に対する取組 （１）各種相談支援を行う庁内外関係機関との連携
３　勤務・経営に関わる自殺対策の推進 （１）健康問題・健康づくりへの支援

１　高齢者に対する取組（全 21 事業）

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立や孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。慢性疾患による将来への不安や、身体機能低下に伴った社会や家庭での役割喪失、身近な人との死別、介護疲れによるうつ病も多いとされています。そのため、高齢者への健康支援を行う中で、心の健康状態にも目を向け、心身の健康問題の早期把握に努めます。

また、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現などの施策と連動した事業の展開を図り、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進をさらに図ります。

（１）　包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

また、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報を共有し、自殺対策の視点も加えた支援の充実を図り、関係機関や多職種での連携体制の強化や地域資源の連動に取り組みます。

（２）　高齢者とその家族等への支援

高齢者とその家族に対して、家族の悩みについての相談の場や、家族・介護者同士の交流の機会を充実させ、家族の負担軽減を図ります。

（３）　社会参加の強化と孤独・孤立の予防

高齢者が住み慣れた地域で、地域とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに、何らかの役割を持ち生活ができるよう、孤独や孤立の予防を推進します。

【事業】全 21 事業中５事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ51 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の有無
家族介護者交流会事業	介護をしている家族等の交流の機会を提供し、介護不安や悩み等の負担を軽減することで自殺リスクの抑制に努めます。	長寿介護課	○
地域見守り支援事業	高齢者や障がい者等、援護を必要とする人々への声かけや安否確認等を行うなど、地域における要援護者の見守り体制の構築を図ることで、自殺リスクの抑制に務めます。	長寿介護課	○
地域のひろば事業	地域住民に対して、通いの場を提供することで、地域の人々の触れ合いを通して社会的孤立を防止し、生きがいづくり、閉じこもり予防、介護予防を推進し、自殺リスクを抑制します。	長寿介護課	○
介護保険ボランティア事業	ボランティア活動に対して、ボランティアポイントを付与し、より多くの高齢者の社会参加を促し、介護予防や生きがいづくりを推進することで、自殺リスクの抑制に努めます。	長寿介護課	○
高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設け、社会的孤立や孤独の予防につなげます。	社会教育課	○

２　生活困窮者に対する取組（全 10 事業）

生活困窮は「生きることの阻害要因」の１つであり、その背景として単に経済的に困窮しているわけではなく、傷病や知的障害、発達障害、精神疾患、介護、虐待、ＤＶ、依存症、性的マイノリティ、失業、多重債務など、多様な問題を複合的に抱えることが多くあり、自殺のリスクを高める要因となります。そのため、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と自殺対策の取組を連動させて、包括的な支援に取り組みます。

（１）　各種相談支援を行う庁内外関係機関との連携

相談内容に応じた相談窓口の周知を図るとともに、庁内関係部署と関係機関の窓口との連携を図り、適切な窓口への円滑なつなぎを推進します。

【事業】全 10 事業中４事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ52 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の 有無
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、自立相談支援や就労支援、住居確保等の支援を行います。またひきこもりに関する相談・支援を行います。包括的な支援により自殺につながるリスクを低下させます。	こども・くらし相談センター	○
生活保護適正実施推進事業	生活困窮者に対して、専門職の配置による生活保護等の申請相談をしやすい環境を作り、状況に応じた適切な助言を行います。生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーによる各種相談対応や支援を行います。相談支援によって生活の安定が図られ、生活への不安を軽減します。	生活福祉課	○
消費生活相談事業	多重債務などの相談があったときに丁寧に聞き取り、心の不安を取り除き、解決方法を助言して、適切な相談場所につなぎます。	商工振興課	○
市税等徴収・滞納整理事務	職員等のゲートキーパー研修の受講により、必要に応じて様々な支援機関につなげます。	収納課	○

３　勤務・経営に関わる自殺対策の推進（全９事業）

本市の令和元年から令和５年までの年代別平均自殺死亡率（人口 10 万対）をみると、男性は 20 歳代・70 歳代以外の世代において、女性は 30 歳代以外の世代において自殺死亡率が全国より高くなっています。また、自殺死亡者数の約５割が有職者で、第１次計画の図表「職業別自殺者数の内訳（H24～R 元）と比較しても、有職者の自殺者割合が増加しています。自殺の背景には、職場の人間関係や長時間労働、パワハラなど問題があり、働く世代への対策に取り組む必要があります。

（１）　健康問題・健康づくりへの支援

自殺の原因・動機は男女ともに「健康問題」が最も多いことから、健康問題への支援が必要です。

勤務上の悩みを抱えた人を適切な相談先・支援先につなげられるように、関係機関や事業所等との連携による相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

【事業】全９事業中５事業を紹介します。その他事業は資料Ｐ53 をご覧ください。

事業名	自殺対策の視点を含めた 事業・取組内容	担当課	評価の 有無
職員安全衛生管理事務	職員の定期健康診断や、その事後相談等により、心身面の健康管理に努めます。また、ストレスチェックを行うことで、ストレス等を原因とする職員の体調不良の早期発見に努めます。	総務課	○
職員健康診断事業			
健康相談事業	健康に関する個別の相談に応じ、健康の維持・改善必要な指導及び助言を行います。	すこやか保健センター	○
訪問指導事業	健診の結果で保健指導が必要な市民を訪問し、自ら生活習慣等を改善できるよう指導を行います。		
心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげます。	すこやか保健センター	○

第８章　計画の推進と評価

１　計画の推進体制

第２次計画の推進や目標の達成状況については、市民代表及び学識経験者等で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」や、自殺対策を含めた本市の健康づくりの推進について協議する「健康・生きがいづくり推進協議会」において審議します。庁内においても、関係部署と連携・調整を図り、全庁的な自殺対策の推進を図ります。

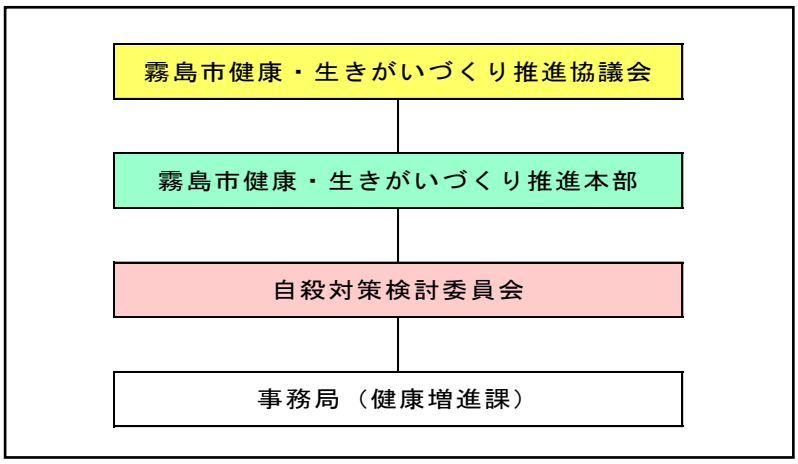

２　計画の進行管理

計画を具体的にかつ効率的に推進していくために、毎年度ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理を行います。

計画の最終年度である令和 12（2030）年度には最終評価を行い、次に目指していくべき方向性を見出し、次期計画策定に活かします。

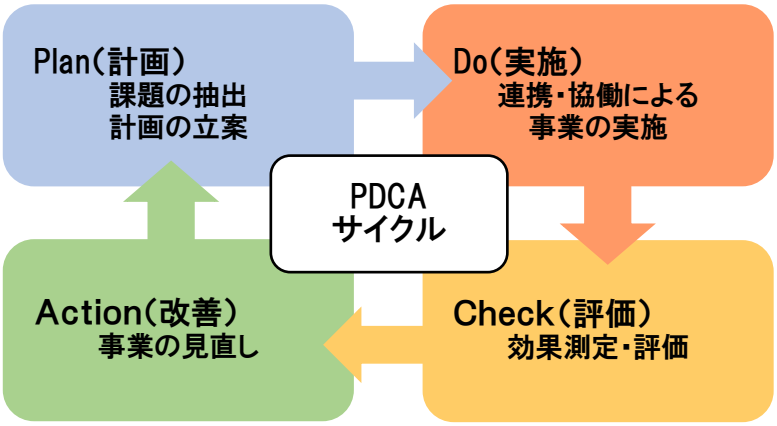

3　計画の事業評価指標

基本施策事業名	現状値 令和6(2024)年度	目標値(※1) 令和 12(2030)年度
1　地域におけるネットワークの強化		
自殺対策検討委員会事業	年 1 回開催	年 1 回以上の開催
健康生きがいづくり推進協議会運営事業	年 1 回開催	年 1 回開催
地域ケア会議推進事業	・プラン支援地域ケア会議開催数 :年 6 回 ・地域包括支援ネットワークケア推進会議開催数:年 11 回	・プラン支援地域ケア会議開催数 :年 6 回 ・地域包括支援ネットワークケア推進会議開催数:年 30 回
障害者自立支援協議会運営事業	精神保健福祉部会開催数:年 6 回	精神保健福祉部会開催数:年 6 回
2　自殺対策を支える人材の育成		
保護司会支援事業	ゲートキーパー研修会:受講無し	ゲートキーパー研修会:受講できるように努める
地域自殺対策強化事業	ゲートキーパー研修会開催:年 1 回, 参加者数:49 人	ゲートキーパー研修会開催:年1回、 参加者数:50 人
いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	ゲートキーパー養成講座参加小中学校数:44 校(小学校 32 校、中学校 12 校/全小中学校 45 校中)	ゲートキーパー養成講座参加小中学校数:市内全ての小中学校が参加
3　市民への相談・支援の充実		
地域自殺対策強化事業	ホームページ等普及啓発:通年	ホームページ等普及啓発:通年
健康づくり啓発事業	自殺予防週間、自殺対策強化月間に併せたポスター掲示や、SNS 活用も含めた普及啓発を行う:年2回	自殺予防週間、自殺対策強化月間に併せたポスター掲示や、SNS 活用も含めた普及啓発を行う:年2回
図書館運営事業	展示回数:年 2 回(9 月と 3 月に自殺対策関連資料の展示を霧島市内の全図書館・図書室で実施)	展示回数:年 2 回(9 月と 3 月に自殺対策関連資料の展示を霧島市内の全図書館・図書室で行う)
健康相談事業	相談利用者数:1261 人	相談利用者数:1300 人
母子訪問事業	産婦訪問数:612 人	産婦訪問数:600 人

基本施策事業名	現状値 令和6(2024)年度	目標値(※1) 令和 12(2030)年度
4 児童生徒への支援の充実		
いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	・いじめ問題対策支援員による学校訪問回数:年 191 回 ・いじめ発見のための簡易アンケート実施状況:全学校で実施 ・SOS の出し方教育事業年 1 回以上開催学校数:46 校(小学校 33 校、中学校 12 校、高校1校/全小中高校 46 校中) ・かけはしサポータ情報交換会:年6回 ・心の相談員相談件数:565 件	・いじめ問題対策支援員による学校訪問回数:年 200 回 ・いじめ発見のための簡易アンケート実施状況:全学校で実施 ・SOS の出し方教育事業年 1 回以上開催学校数:全ての学校で開催 ・かけはしサポータ情報交換会:年6回 ・心の相談員相談件数:実績値
教育支援委員会事業	開催回数:年5回	開催回数:年5回
キャリア教育・進路指導推進事業	・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合:56.9% ・中学校ドリカムプラン実力テスト結果:中学 2 年生 +9.8 点 中学3年生 +13.7 点 ・立志虹の環ゆめ俳句:応募 3658 作品	・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合:65%以上 ・中学校ドリカムプラン実力テスト結果:5教科平均の合計を昨年度より上昇 ・立志虹の環ゆめ俳句:応募 3600 作品以上
5 自殺未遂者等への支援の充実		
心の健康相談事業	相談件数:38 件	相談件数:48 件
鹿児島県自殺未遂者支援連携体制事業	関係者会議や研修会等:年 1 回開催	関係者会議や研修会等:年 1 回以上の開催
6 自死遺族等への支援の充実		
心の健康相談事業	相談件数:38 件	相談件数:48 件

重点施策事業名	現状値 令和6(2024)年度	目標値(※1) 令和 12(2030)年度
1　高齢者に対する取組		
家族介護者交流会事業	実施回数:年 4 回 参加者数(延べ):30 人	実施回数:年 4 回 参加者数(延べ):60 人
地域見守り支援事業	支援員数:329 人	支援員数:340 人
地域のひろば事業	実施箇所数:118 か所	実施箇所数:140 か所
介護保険ボランティア事業	登録人数:239 人	登録人数:350 人
高齢者学級運営事業	参加人数:544 人	参加人数:実績値
2　生活困窮者に対する取組		
生活困窮者自立支援事業	新規相談件数:139 件 ひきこもり実相談件数:22 人	新規相談件数:実績値 ひきこもり実相談件数:実績値
生活保護適正実施推進事業	相談件数:295 件	相談件数:実績値
消費生活相談事業	相談件数:973 件	相談件数:実績値
市税等徴収・滞納整理事務	ゲートキーパー研修受講者数:2 人	ゲートキーパー研修受講者数:実績値
3　勤務・経営に関わる自殺対策の推進		
職員安全衛生管理事務	ストレスを感じている職員の割合:9.04%	ストレスを感じている職員の割合:7%
職員健康診断事業	健康診断受診率:97.7%	健康診断受診率:100%
健康相談事業	相談利用者数:1261 人	相談利用者数:1300 人
訪問指導事業	訪問指導者数:321 人	訪問指導者数:350 人
心の健康相談事業	相談件数:38 件	相談件数:48 件

(※1)目標値が適さない事業については、実績値を用います。

資　料　編

自殺対策基本法(抜粋)

霧島市健康・生きがいづくり推進協議会設置条例

霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

生きることの包括的支援事業一覧

計画策定の体制・経緯

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（一部のみ抜粋掲載）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

２　自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

３　自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

４　自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終った後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

５　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条　自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することがないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条　政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章　自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条　政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなめればならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条　国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付する事ができる。

霧島市健康・生きがいづくり推進協議会設置条例

平成 21 年３月 27 日
条 例 第 14 号

（設置）

第１条　市民の健康づくりを総合的に推進するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、霧島市健康・生きがいづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　健康・生きがいづくりの推進に関する事項

(2)　総合的な健康増進計画等の策定及び推進に関する事項

(3)　健康増進計画等の評価及び見直しに関する事項

(4)　地域医療の推進に関する事項

(5)　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　保健又は医療関係団体の代表

(2)　福祉関係団体の代表

(3)　教育関係団体の代表

(4)　地区組織の代表

(5)　各種健康づくり推進団体の代表

(6)　農業関係団体の代表

(7)　企業の代表

(8)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　前条の委員の任期は、２年とする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。

霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

平成21年3月31日

告　示　第　84　号

（趣旨）

第１条　市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第２条　市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

（所掌事務）

第３条　各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)　自殺対策検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　自殺予防対策の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

(2)　食育推進検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　食育の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

(3)　地域医療検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　地域医療の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

(4)　母子保健検討委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　母子保健の推進に関する事項

ウ　その他市長が必要と認める事項

(5)　歯科保健専門委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　歯科保健の推進に関する事項

ウ　歯科健診等の実施に関する事項

エ　その他市長が必要と認める事項

(6)　予防接種専門委員会

ア　健康増進計画の推進に関する事項

イ　予防接種の推進に関する事項

ウ　予防接種の実施に関する事項

エ　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第４条　各委員会は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　保健又は医療関係団体の代表

(2)　福祉関係団体の代表

(3)　教育関係団体の代表

(4)　地区組織の代表

(5)　各種健康づくり推進団体の代表

(6)　農業関係団体の代表

(7)　企業の代表

(8)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第５条　前条の委員の任期は、２年とする。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第６条　各委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成 21 年４月１日から施行する。

（霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止）

２　次に掲げる告示は、廃止する。

(1)　霧島市救急医療検討委員会設置要綱(平成 18 年霧島市告示第 107 号)

(2)　霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱(平成 18 年霧島市告示第 219 号)

附　則(平成 21 年７月 27 日告示第 196 号)

この告示は、平成 21 年７月 27 日から施行する。

生きることの包括的支援事業一覧

このページでは、**基本施策①の「地域におけるネットワークの強化」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	自主防災組織育成事業	既設の自主防災組織や地区自治公民館等を核にした地域の防災力を高めていく中で、地域内の相互連携の体制を強化し、発災後の地域内のつながりを深めるきっかけの一つとなる。	安心安全課	●								
2	防犯パトロール隊支援事業	防犯パトロール隊が交通安全や防犯活動をする中で、自殺対象者への意識を高め早期発見・早期対応につながるよう依頼する。		●		●						
3	交通事故抑止対策事業	事故防止キャンペーンに合わせて自殺予防の啓発運動を同時に開催する。交通安全母の会や警察等の関係機関・団体とも連携してキャンペーンを展開する。		●		●						
4	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
5	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
6	地域ケア会議推進事業	個別事例の課題解決や地域課題の解決に向けて、地域住民を含む多機関・多職種で協議し、相互の連携を深め、ネットワークの構築や地域づくりを推進することで、自殺のリスクの抑制につなげる。	長寿介護課	●						●		
7	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することで、自殺リスクの抑制に努める。		●						●		
8	認知症高齢者等見守りネットワーク事業	認知症の人が住み慣れた場所で安心して住み続けられるように、認知症高齢者等見守りネットワークを構築し、行方不明になる前の対応や、行方不明になった際にICTを活用した捜索、また、その他効果的な仕組みづくりを整備することで、自殺リスクの抑制に努める。		●						●		
9	障害者自立支援協議会運営事業	障害者支援施設代表、保護者等代表、医師会代表、行政機関代表、学識経験者等の委員により、各専門部会の実績報告、施策の方向性の検討、障がい者虐待・障がい者差別等の事案と課題共有し、対策を講じることで、自殺のリスクの抑制につなげる。	障害福祉課	●		●						
10	家庭児童相談事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、早期に対応する。	こども・くらし相談センター	●		●	●					
11	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、自立相談支援や就労支援、住居確保等の支援を行う。またひきこもりに関する相談・支援を行う。包括的な支援により自殺につながるリスクを低下させる。		●		●					●	
12	産後支援事業	産婦健診で産後うつの傾向など、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケアなどの適切な早期支援を行うことで産婦の自殺予防を図る。	健康増進課	●		●						
13	地域自殺対策強化事業	・自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、一人一人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取組めるようにする。 ・心の健康づくりやセルフケアの方法、困った時の相談窓口等に関する普及啓発のために、講演会開催やHP掲載を行う。 ・自殺対策に関する正しい意識の普及啓発のためにリーフレットを配布する。 ・庁内関係課と自殺対策事業に関する情報共有・検討を行う。		●	●	●						
14	自殺対策検討委員会事業	行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進する。		●		●	●	●	●			
15	健康生きがいづくり推進協議会運営事業	行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策を含めた保健事業の企画等の審議を行い、市民の健康生きがいづくりを推進します。		●								
16	鹿児島県自殺未遂者支援連携体制事業	救急告示医療機関や精神科医療機関等と連携し，自殺未遂者やその家族に対し，適切な支援を継続的に行い，自殺の再企図を防止し，自殺対策の強化を図ることを目的とする。	姶良保健所	●				●				
17	教育支援委員会事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。	学校教育課	●		●	●					

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
18	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について、専門の相談員に相談できる機会の提供や、専門員による専門的な視点による授業の実施などによって、悩みや不安の問題等の早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。 （具体的取組事業：いじめ問題対策支援員による学校訪問、いじめ発見のための簡易アンケートの実施、心の相談員による相談、教育支援センター事業、SOSの出し方教育事業、ゲートキーパー養成講座、かけはしサポーター事業）	学校教育課	●	●	●	●					
19	校外生活指導連絡会運営支援事業	地域全体での見守り・研修会等を通じて青少年の健全育成を図る。	社会教育課	●		●	●					
20	青少年育成センター運営事業	青少年育成指導員による補導活動・相談業務を通じて対象者の不安軽減につとめる。		●		●	●					
21	PTA育成支援事業	親としての資質を高め、地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくりを行うための支援・助言を行う。		●		●	●					
22	子ども会育成支援事業	子ども会活動の振興や指導者の育成を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくりを行うための支援・助言を行う。		●		●	●					
23	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設け、社会的孤立や孤独の予防につなげる。		●		●				●		

このページでは、**基本施策②の「自殺対策を支える人材の育成」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	市税等徴収・滞納整理事務	職員等のゲートキーパー研修の受講により、必要に応じて様々な支援機関につなげる。	収納課		●						●	
2	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
3	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
4	保護司会支援事業	保護司がゲートキーパー研修を受けることで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先につなぐ等の対応をとる。	保健福祉政策課		●							
5	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課		●	●				●	●	
6	地域自殺対策強化事業	・自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、一人一人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取組めるようにする。 ・心の健康づくりやセルフケアの方法、困った時の相談窓口等に関する普及啓発のために、講演会開催やHP掲載を行う。 ・自殺対策に関する正しい意識の普及啓発のためにリーフレットを配布する。 ・庁内関係課と自殺対策事業に関する情報共有・検討を行う。	健康増進課	●	●	●						
7	住宅使用料収納事務	職員がゲートキーパー研修を受けることで、危険を示すサインに気づき、必要な支援につなげるなど、適切で素早い対応を図ることができる。	建築住宅課		●							
8	消防吏員一般教育研修事業	自殺未遂者やその家族等への対応方法や関係機関との連携についての研修を受講する事により自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図る。	消防局消防本部総務課		●			●				
9	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について、専門の相談員に相談できる機会の提供や、専門員による専門的な視点による授業の実施などによって、悩みや不安の問題等の早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。 （具体的取組事業：いじめ問題対策支援員による学校訪問、いじめ発見のための簡易アンケートの実施、心の相談員による相談、教育支援センター事業、SOSの出し方教育事業、ゲートキーパー養成講座、かけはしサポーター事業）	学校教育課	●	●	●	●					
10	社会教育指導員配置事業	指導員のゲートキーパー研修受講により自殺予防の知識を深める。	社会教育課		●	●				●		

このページでは、**基本施策③の「市民への相談・支援の充実」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	防犯パトロール隊支援事業	防犯パトロール隊が交通安全や防犯活動をする中で、自殺対象者への意識を高め早期発見・早期対応につながるよう依頼する。	安心安全課	●		●						
2	交通事故抑止対策事業	事故防止キャンペーンに合わせて自殺予防の啓発運動を同時に開催する。交通安全母の会や警察等の関係機関・団体とも連携してキャンペーンを展開する。		●		●						
3	職員安全衛生管理事務	職員の定期健康診断や、その事後相談等により、心身面の健康管理に努める。また、ストレスチェックを行うことで、ストレス等を原因とする職員の体調不良の早期発見ができる。	総務課			●						●
4	職員健康診断事業					●						●
5	メンタルヘルス・ハラスメント対策事業	職員が気軽に相談しやすい体制作りとして、ストレスチェックや電話相談等、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら職員のメンタルヘルス対策に取り組む。				●						
6	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
7	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
8	人権啓発推進まちづくり事業	人権に関わる各種活動を行うことで、市民1人ひとりが心をひとつにして人権問題及びあらゆる差別問題に一層の理解を深め、個人を尊重することによって自殺問題の解決を図る。				●						
9	男女共同参画広報・啓発事業(DV防止関係含む)	固定的な性別役割分担意識の解消やDV防止に向けて、市広報誌、ホームページ及びリーフレット、出前講座等を通じて、男女共同参画に関する理解と認識の促進及び相談機関の周知に務める。				●						
10	男女共同参画計画進行管理事業					●						
11	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
12	生活保護適正実施推進事業	生活困窮者に対して、福祉総合相談員2人・ケースワーカーを配置し、生活保護等の申請相談をしやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。これらの相談支援によって生活の安定が図られ、生活への不安が軽減される。	生活福祉課			●				●	●	●
13	子育て支援センター管理運営事業	直接または電話による子育て相談に応じることで、問題を抱える方に対して必要な相談機関につなげていく。	子育て支援課			●						
14	ファミリーサポートセンター運営事業	①事業の委託者と連携し、利用の過程において悩みを抱える保護者の発見、早期対応に努める。②事業を有効に活用することを促し、育児のストレスの軽減を図る。				●						
15	子育て一時預かり支援事業	利用者の家庭状況に応じて、問題を抱えている方に適切な相談機関につなげる。				●						
16	家族介護者交流会事業	介護をしている家族等の交流の機会を提供し、介護不安や悩み等の負担を軽減することで自殺リスクの抑制に努める。	長寿介護課			●				●		
17	地域生活配食事業	買い物、調理が困難な高齢者を対象に、配食サービスを提供し、栄養改善及び安否確認等を行うことで自殺リスクの抑制に努める。				●				●		
18	地域見守り支援事業	高齢者や障がい者等、援護を必要とする人々への声かけや安否確認等を行うなど、地域における要援護者の見守り体制の構築を図ることで、自殺リスクの抑制に務める。				●				●		
19	地域のひろば事業	地域住民に対して、通いの場を提供することで、地域の人々の触れ合いを通して社会的孤立を防止し、生きがいづくり、閉じこもり予防、介護予防を推進し、自殺リスクを抑制する。				●				●		
20	いきいきチケット支給事業	70歳以上の方及び身体障害者手帳等の所有者を対象に、はり・きゅう・あん摩マッサージ利用券及び、温泉・市営プール・バス・タクシー利用券を交付し、高齢者等の健康保持と福祉の増進、外出の機会の創出により、自殺リスクを抑制する。				●				●		
21	介護保険ボランティア事業	ボランティア活動に対して、ボランティアポイントを付与し、より多くの高齢者の社会参加を促し、介護予防や生きがいづくりを推進することで、自殺リスクの抑制に努める。				●				●		

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
22	重度心身障害者医療費助成事業	受給資格者として登録されている重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、医療機関等で支払った自己負担分の医療費を支給することで、経済的負担を軽減することで自殺リスクの抑制に努める。	障害福祉課			●						
23	特別障害者手当等給付事業	20歳以上で、国民年金の1級程度の障害が重複するなど、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする者に対して【特別障害者手当】を、20歳未満で、重度の障害の状態にある者で、日常生活で常時の介護を必要とする者に対して【障害児福祉手当】を支給することで、経済的負担を軽減することで自殺リスクの抑制に努める。				●						
24	障害者自立支援給付事業	訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス導入することで、障がい者が希望する日常生活を過ごせるように支援することで、多様なリスクの早期対応に繋がり、自殺リスクの把握及び解消に努める。				●						
25	障害者自立支援医療費給付事業	障がい者の更生医療・育成医療・精神通院・療養介護医療に係る治療費等に係る、経済的負担を軽減することで自殺リスクの抑制に努める。				●						
26	地域生活社会参加支援事業	障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域社会への参加を促すことで自殺リスクを抑制する。				●						
27	地域生活サービス提供支援事業	障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域社会への参加を促すことで自殺リスクを抑制する。				●						
28	障害者自立支援協議会運営事業	障害者支援施設代表、保護者等代表、医師会代表、行政機関代表、学識経験者等15名の委員により、各専門部会の実績報告、施策の方向性の検討、障がい者虐待・障がい者差別等の事案と課題共有し、対策を講じることで、自殺のリスクの抑制につなげる。		●		●						
29	家庭児童相談事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、早期に対応する。	こども・くらし相談センター	●		●	●					
30	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、自立相談支援や就労支援、住居確保等の支援を行う。またひきこもりに関する相談・支援を行う。包括的な支援により自殺につながるリスクを低下させる。		●		●					●	
31	子育て支援ショートステイ事業	保護者の疾病や育児疲れ等により、児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設で短期間預かり、保護者の不安や精神的不安の軽減を図り、その中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。				●						
32	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課		●	●				●	●	
33	重複頻回受診者・重複服薬者訪問指導事業	訪問する担当者が状況の聞き取りを行い、対象者が問題をを抱えている場合には関係機関につなぎリスクの軽減につとめる。				●				●		
34	産後支援事業	産婦健診で産後うつの傾向など、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケアなどの適切な早期支援を行うことで産婦の自殺予防を図る。	健康増進課	●		●						
35	地域自殺対策強化事業	・自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、一人一人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取組めるようにする。 ・心の健康づくりやセルフケアの方法、困った時の相談窓口等に関する情報の普及啓発のために、講演会開催やHP掲載を行う。 ・自殺対策に関する正しい意識の普及啓発のためにリーフレットを配布する。 ・庁内関係課と自殺対策事業に関する情報共有・検討を行う。		●	●	●						
36	自殺対策検討委員会事業	行政、関係機関や民間団体で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」を開催し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進する。		●		●	●	●	●			
37	健康づくり啓発事業	広報誌やホームページで、自殺予防週間や自殺対策強化月間に啓発を行う。また、関連機関の窓口等にリーフレットの配布・設置を行い、自殺対策の啓発、周知に努める。				●						
38	健康相談事業	健康に関する個別の相談に応じ、健康の維持・改善必要な指導及び助言を行う。	すこやか保健センター			●				●		●
39	訪問指導事業	健診の結果で保健指導が必要な市民を訪問し、自ら生活習慣等を改善できるよう指導を行う。				●				●		●

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
40	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる	すこやか保健センター			●	●	●	●	●	●	●
41	離乳食教室事業	安心して子育てができるよう、子育てに困難さを抱える保護者を把握し、支援する。				●						
42	母子健診事業	安心して子育てができるよう、子育て等に困難さを抱える保護者を把握し、支援につなげる。				●						
43	母子保健推進員活動事業	4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な人を保健センターにつなぐ。				●						
44	母子訪問事業	妊産婦や子育て世帯の家庭訪問を行い、生活実態の把握により、必要時課題解決のための支援を行う。				●						
45	母子相談事業	安心して子育てができるよう、子育てに困難さを抱える保護者を把握し、支援する。				●						
46	母子健康手帳交付事業	メンタル既往や子育ての支援者がいない等、リスクの高い妊婦を把握し、地区担当保健師や関係機関につなぐ等、伴走支援を行う。				●						
47	消費生活相談事業	多重債務などの相談があったときに丁寧に聞き取り、心の不安を取り除き、解決方法を助言して、適切な場所につなぐ	商工振興課			●					●	
48	応急手当普及啓発事業	救命講習等で命の大切さの周知を行う。	消防局消防本部警防課			●						
49	中学校学力等検査実施事業	生徒が自分の得意なことや苦手なことを把握し、自分に合った学習方法を見出すことができるよう、検査結果をよく分析し、結果を生かした学習指導をすることができるようにする。	学校教育課			●	●					
50	小学校学力等検査実施事業	児童が自分の得意なことや苦手なことを把握し、自分に合った学習方法を見出すことができるよう、検査結果をよく分析し、結果を生かした学習指導をすることができるようにする。				●	●					
51	キャリア教育・進路指導推進事業	学習、進学、就職と学齢期を通したキャリア教育を推進することで、児童生徒の夢実現に向けた生き方の指導を充実させるとともに、適切な進路指導を行う。 （具体的な取組事業：中学校ドリカムプラン事業、立志虹の環ゆめ俳句百選事業、霧島しごと維新事業）				●	●					
52	教育支援委員会事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。		●		●	●					
53	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について、専門の相談員に相談できる機会の提供や、専門員による専門的な視点による授業の実施などによって、悩みや不安の問題等の早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。 （具体的取組事業：いじめ問題対策支援員による学校訪問、いじめ発見のための簡易アンケートの実施、心の相談員による相談、教育支援センター事業、SOSの出し方教育事業、ゲートキーパー養成講座、かけはしサポーター事業）		●	●	●	●					
54	教育支援センター事業	不登校の状態にある児童生徒の学習の保障や居場所を確保し、学校復帰を目標として、学習支援や体験活動、教育相談を行う。				●	●					
55	人権教育推進事業	様々な人権問題の解決に向け、児童生徒・保護者をはじめ、市民の人権意識を高める。				●	●					
56	人権同和教育研究協議会支援事業					●	●					
57	校外生活指導連絡会運営支援事業	地域全体での見守り・研修会等を通じて青少年の健全育成を図る。	社会教育課	●		●	●					
58	青少年育成センター運営事業	青少年育成指導員による補導活動・相談業務を通じて対象者の不安軽減につとめる。		●		●	●					
59	PTA育成支援事業	親としての資質を高め、地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくりを行うための支援・助言を行う。		●		●	●					
60	子ども会育成支援事業	子ども会活動の振興や指導者の育成を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくりを行うための支援・助言を行う。		●		●	●					
61	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設け、社会的孤立や孤独の予防につなげる。		●		●				●		
62	家庭教育総合支援事業	親同士の交流や情報交換の場として運営し、地域全体での子育て支援につなげ、青少年の健全育成を図る。				●	●					
63	社会教育指導員配置事業	指導員のゲートキーパー研修受講により自殺予防の知識を深める。			●	●				●		
64	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策（生きることの包括的支援）関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	国分図書館			●	●			●	●	

このページでは、**基本施策④の「児童生徒への支援の充実」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
2	家庭児童相談事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、早期に対応する。	こども・くらし相談センター	●		●	●					
3	自殺対策検討委員会事業	行政、関係機関や民間団体で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」を開催し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進する。	健康増進課	●		●	●	●	●			
4	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる	すこやか保健センター			●	●	●	●	●	●	●
5	中学校学力等検査実施事業	生徒が自分の得意なことや苦手なことを把握し、自分に合った学習方法を見出すことができるよう、検査結果をよく分析し、結果を生かした学習指導をすることができるようにする。	学校教育課			●	●					
6	小学校学力等検査実施事業	児童が自分の得意なことや苦手なことを把握し、自分に合った学習方法を見出すことができるよう、検査結果をよく分析し、結果を生かした学習指導をすることができるようにする。				●	●					
7	キャリア教育・進路指導推進事業	学習、進学、就職と学齢期を通したキャリア教育を推進することで、児童生徒の夢実現に向けた生き方の指導を充実させるとともに、適切な進路指導を行う。 （具体的な取組事業：中学校ドリカムプラン事業、立志虹の環ゆめ俳句百選事業、霧島しごと維新事業）				●	●					
8	教育支援委員会事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。		●		●	●					
9	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について、専門の相談員に相談できる機会の提供や、専門員による専門的な視点による授業の実施などによって、悩みや不安の問題等の早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。 （具体的取組事業：いじめ問題対策支援員による学校訪問、いじめ発見のための簡易アンケートの実施、心の相談員による相談、教育支援センター事業、SOSの出し方教育事業、ゲートキーパー養成講座、かけはしサポーター事業）		●	●	●					
10	人権教育推進事業	様々な人権問題の解決に向け、児童生徒・保護者をはじめ、市民の人権意識を高める。				●	●					
11	人権同和教育研究協議会支援事業					●	●					
12	校外生活指導連絡会運営支援事業	地域全体での見守り・研修会等を通じて青少年の健全育成を図る。	社会教育課	●		●	●					
13	青少年育成センター運営事業	青少年育成指導員による補導活動・相談業務を通じて対象者の不安軽減につとめる。		●		●	●					
14	PTA育成支援事業	親としての資質を高め、地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくりを行うための支援・助言を行う。		●		●	●					
15	子ども会育成支援事業	子ども会活動の振興や指導者の育成を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくりを行うための支援・助言を行う。		●		●	●					
16	家庭教育総合支援事業	親同士の交流や情報交換の場として運営し、地域全体での子育て支援につなげ、青少年の健全育成を図る。				●	●					
17	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策（生きることの包括的支援）関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	国分図書館			●	●			●	●	

このページでは、**基本施策⑤の「自殺未遂者等への支援の充実」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
2	自殺対策検討委員会事業	行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進する。	健康増進課	●		●	●	●	●			
3	鹿児島県自殺未遂者支援連携体制事業	救急告示医療機関や精神科医療機関等と連携し，自殺未遂者やその家族に対し，適切な支援を継続的に行い，自殺の再企図を防止し，自殺対策の強化を図ることを目的とする。	姶良保健所	●				●				
4	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる	すこやか保健センター			●	●	●	●	●	●	●
5	消防吏員一般教育研修事業	自殺未遂者やその家族等への対応方法や関係機関との連携についての研修を受講する事により自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図る。	消防局消防本部総務課		●			●				

このページでは、**基本施策⑥の「自死遺族等への支援の充実」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
2	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
3	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
4	自殺対策検討委員会事業	行政、関係機関や民間団体で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」を開催し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進する。	健康増進課	●		●	●	●	●			
5	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる	すこやか保健センター			●	●	●	●	●	●	●

このページでは、**重点施策①の「高齢者に対する取組」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
2	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
3	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
4	生活保護適正実施推進事業	生活困窮者に対して、福祉総合相談員2人・ケースワーカーを配置し、生活保護等の申請相談をしやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。これらの相談支援によって生活の安定が図られ、生活への不安が軽減される。	生活福祉課			●				●	●	●
5	地域ケア会議推進事業	個別事例の課題解決や地域課題の解決に向けて、地域住民を含む多機関・多職種で協議し、相互の連携を深め、ネットワークの構築や地域づくりを推進することで、自殺リスクの抑制に努める。	長寿介護課	●						●		
6	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することで、自殺リスクの抑制に努める。		●						●		
7	認知症高齢者等見守りネットワーク事業	認知症の人が住み慣れた場所で安心して住み続けられるように、認知症高齢者等見守りネットワークを構築し、行方不明になる前の対応や、行方不明になった際にICTを活用した捜索、また、その他効果的な仕組みづくりを整備することで、自殺リスクの抑制に努める。		●						●		
8	家族介護者交流会事業	介護をしている家族等の交流の機会を提供し、介護不安や悩み等の負担を軽減することで自殺リスクの抑制に努める。				●				●		
9	地域生活配食事業	買い物、調理が困難な高齢者を対象に、配食サービスを提供し、栄養改善及び安否確認等を行うことで自殺リスクの抑制に努める。				●				●		
10	地域見守り支援事業	高齢者や障がい者等、援護を必要とする人々への声かけや安否確認等を行うなど、地域における要援護者の見守り体制の構築を図ることで、自殺リスクの抑制に務める。				●				●		
11	地域のひろば事業	地域住民に対して、通いの場を提供することで、地域の人々の触れ合いを通して社会的孤立を防止し、生きがいづくり、閉じこもり予防、介護予防を推進し、自殺リスクを抑制する。				●				●		
12	いきいきチケット支給事業	70歳以上の方及び身体障害者手帳等の所有者を対象に、はり・きゅう・あん摩マッサージ利用券及び、温泉・市営プール・バス・タクシー利用券を交付し、高齢者等の健康保持と福祉の増進、外出の機会の創出により、自殺リスクを抑制する。				●				●		
13	介護保険ボランティア事業	ボランティア活動に対して、ボランティアポイントを付与し、より多くの高齢者の社会参加を促し、介護予防や生きがいづくりを推進することで、自殺リスクの抑制に努める。				●				●		
14	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課		●	●				●	●	
15	重複頻回受診者・重複服薬者訪問指導事業	訪問する担当者が状況の聞き取りを行い、対象者が問題をを抱えている場合には関係機関につなぎリスクの軽減につとめる。				●				●		
16	健康相談事業	健康に関する個別の相談に応じ、健康の維持・改善必要な指導及び助言を行う。	すこやか保健センター			●				●		●
17	訪問指導事業	健診の結果で保健指導が必要な市民を訪問し、自ら生活習慣等を改善できるよう指導を行う。				●				●		●
18	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる				●	●	●	●	●	●	●
19	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設け、社会的孤立や孤独の予防につなげる。	社会教育課	●		●				●		
20	社会教育指導員配置事業	指導員のゲートキーパー研修受講により自殺予防の知識を深める。			●	●				●		
21	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策（生きることの包括的支援）関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	国分図書館			●	●			●	●	

このページでは、**重点施策②の「生活困窮者に対する取組」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	市税等徴収・滞納整理事務	職員等のゲートキーパー研修の受講により、必要に応じて様々な支援機関につなげる。	収納課		●						●	
2	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
3	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
4	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
5	生活保護適正実施推進事業	生活困窮者に対して、福祉総合相談員2人・ケースワーカーを配置し、生活保護等の申請相談をしやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。これらの相談支援によって生活の安定が図られ、生活への不安が軽減される。	生活福祉課			●				●	●	●
6	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、自立相談支援や就労支援、住居確保等の支援を行う。またひきこもりに関する相談・支援を行う。包括的な支援により自殺につながるリスクを低下させる。	こども・くらし相談センター	●		●					●	
7	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課		●	●				●	●	
8	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる	すこやか保健センター			●	●	●	●	●	●	●
9	消費生活相談事業	多重債務などの相談があったときに丁寧に聞き取り、心の不安を取り除き、解決方法を助言して、適切な相談場所につなぐ。	商工振興課			●					●	
10	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策（生きることの包括的支援）関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	国分図書館			●	●			●	●	

このページでは、**重点施策③の「勤務・経営に関わる自殺対策の推進」**に係る事業を掲載しています。

事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されます。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	基本施策						重点施策		
				①ネットワーク	②人材育成	③相談・支援の充実	④児童生徒	⑤自殺未遂等	⑥自死遺族等	①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営
1	職員安全衛生管理事務	職員の定期健康診断や、その事後相談等により、心身面の健康管理に努める。また、ストレスチェックを行うことで、ストレス等を原因とする職員の体調不良の早期発見ができる。	総務課			●						●
2	職員健康診断事業					●						●
3	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●			●	●	●	●
4	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●			●	●	●	●
5	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課			●	●	●	●	●	●	●
6	生活保護適正実施推進事業	生活困窮者に対して、福祉総合相談員2人・ケースワーカーを配置し、生活保護等の申請相談をしやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護受給者に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。これらの相談支援によって生活の安定が図られ、生活への不安が軽減される。	生活福祉課			●				●	●	●
7	健康相談事業	健康に関する個別の相談に応じ、健康の維持・改善必要な指導及び助言を行う。	すこやか保健センター			●				●		●
8	訪問指導事業	健診の結果で保健指導が必要な市民を訪問し、自ら生活習慣等を改善できるよう指導を行う。				●				●		●
9	心の健康相談事業	心の健康に悩む市民に対し、カウンセリングを行い継続支援が必要な人は適切な支援につなげる				●	●	●	●	●	●	●

計画策定の体制・経緯

１．体制

計画策定にあたっての各種会議等の位置づけは以下の通りです。

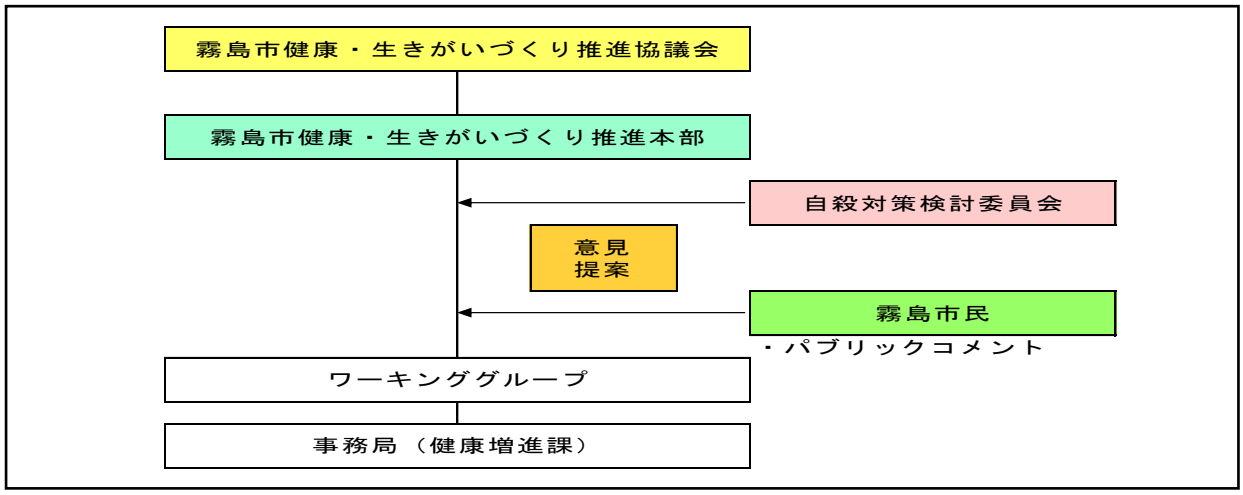

２．経緯

年　月	会議名等	協議内容等
令和７年４月	第１回　健康・生きがいづくり推進本部会議	計画の見直しに伴う趣旨等の説明
令和７年６月	第１回　庁内ワーキング会	・計画見直しの趣旨・計画概要について ・本市の自殺の現状や課題について ・今後のスケジュールについて
令和７年７月	第１回　自殺対策検討委員会	・計画見直しの趣旨・計画概要について ・本市の自殺の現状や課題、取組施策について
令和７年８月	第２回　庁内ワーキング会	・第１回自殺対策検討委員会の結果を踏まえた経過報告 ・施策体系、各施策の取組について ・評価指標について
令和７年９月	第２回　自殺対策検討委員会	・第２回ワーキング会結果を踏まえた経過報告 ・計画案（第１章～第８章）について
令和７年10月	第２回　健康・生きがいづくり推進本部会議	計画案の説明・協議
令和７年10月中	パブリックコメント	
令和７年10月	健康・生きがいづくり推進協議会	計画最終案の確認
令和７年12月	第３回　健康・生きがいづくり推進本部会議	書面審議による計画最終案の確認